

令和元年度 第8回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和元年11月12日(火)午後2時00分から3時12分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番 田代正十志君	2番 中村克則君
3番 長田正次君	4番 大胡田直良君
5番 勝間田實君	6番 瀬戸久志君
7番 小宮山光文君	8番 勝亦里沙君
9番 田代みよ子君	10番 勝又英夫君
11番 芹沢秋雄君	12番 渡邊厚雄君
13番 内海富夫君	14番 高杉優君
15番 杉山充男君	16番 芹澤雅司君
17番 伊倉隆義君	18番 長田清一君
19番 勝又洋一君	20番 土屋壯一君
21番 坂本登志雄君	22番 池田靖君
23番 瀬戸昭一君	24番 勝亦啓二君
25番 土屋民治君	26番 芹澤彰夫君
27番 勝間田仁君	28番 岩瀬茂君
29番 高杉昇君	30番 土泉清司君
31番 田代三郎君	

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報第13号 農地法第4条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
報第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第34号 非農地証明申請書の決定について
- 7 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

杉山 真彦 井上 裕次 土屋 諭子 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局長

ただ今から令和元年度第8回総会を開会いたします。
本日は全員出席ということで、過半数を超えていますので本会議が成立することを報告いたします。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 7番 小宮山光文委員、9番 田代みよ子委員を指名いたします。書記に、杉山書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。
報第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第13号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。11月12日報告。今月の4条届出は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

続きまして、報第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第14号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。11月12日報告。今月の5条届出は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第32号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。11月12日提出。今月の3条許可申請は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 4,294 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計 4,600 m²

譲受人は、新規就農のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。

こちらの番号2につきましては、譲受人が法人であるため農地を所有する資格を本来有しません。この場合の農地の貸借は、農地を適正に耕作していないと認められる場合に契約を解除できる条件を貸借契約に処理、契約書に記載することとなっております。契約書にそちらの解除条件が付いていることにつきましては、事務局で確認済であることをご報告させていただきます。

また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

22番委員

番号1ですが、11月3日、4日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので内容に相違はございません。

内容についてですが、譲渡人が古沢に引っ越ししたことにより、申請地を管理することが難しくなりました。協議した結果、売買することで話がまとまり今回の申請となりました。

効率的利用についてですが、取得する農地は自宅から2km程で、車で約10分程だそうです。農作業従事者は本人と子供2名の計3名で行い、経験年数は本人が約40年、子供が約10年というようなことです。所有している農機具は、トラクター5台、田植機1台、コンバイン2台を所有しています。現在所有している農地は水田耕作が主ですが、新たに取得する農地についても引き続き水田として利用するというところであります。以上のことにより、新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思料いたします。

耕作管理計画についてですが、現在、申請地には廃棄木材を置いてあります。譲渡人が所有権移転登記前に搬出処理するということになっております。ちなみに11月4日に現地を確認した時には既に搬出済みでありました。先に述べましたように、申請地は田として活用しており、今後も田として耕作予定とのことです。

下限面積ですが、現在の所有地は約 21,351 m²であり、今回取得する面積を合わせると 25,645 m²ということで特に問題はございません。

転貸し等はありません。

地域との調和についてですが、申請地はこれまで水稻を耕作しておりまして、今後も水稻を耕作するというので、周辺の農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。引き続き、支障の無いよう耕作するというのでございます。農薬等については地域の基準に従って執り行うとのことですので。

以上でございます。

29 番委員

番号 2 ですが、11 月 3 日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

内容についてですが、譲受人である NPO 法人が経営する就労継続支援 B 型事業所というようなところで、農業活動を取り入れるために農地を探していたところ、譲受人の理事長が耕作している畑があったので、そこを借り受けるというようなことのようにです。

効率的利用についてですが、農地は事業所より 2 km 弱で、車で 5 分程のところですので。農作業従事者は従業員の方 3 名と、事業所の利用者の方々が従事するということです。従業員は 10 年以上の農業経験があります。農機具につきましては、管理機 2 台と、トラクターはリースで 1 台持っているようです。農地は畑地であり、従業員の指導の下、利用者として効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画についてですが、ここには田んぼもありますが、今は田んぼも畑の状態です。管理されています。今後、ジャガイモ、タマネギ、お茶などを耕作するとのことですので。

下限面積ですが、農地は 4,600 m²で問題ありません。

転貸しはありません。

地域との調和についてですが、畑として利用されており、今後も畑として利用するため、周辺の農地利用に影響を及ぼすことはないと考えられます。農薬の使用については地域の基準に従うとのことですので。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

次に、議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

なお、本案につきましては、整理番号7に議事参与の制限に該当する委員がおられますので、まず番号1～6、8～9にて審議いたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第33号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。11月12日提出。今月の5条許可申請は9件でございます。

先に補足説明いたします。番号4を除く番号3から7については、5月の農業委員会総会において審議をいただいたものです。番号4については7月の農業委員会で審議をいただいたものですが、それ以外については5月の農業委員会で一度審議をしていただいた内容です。今回は一時転用の期間をもう少し延長したいということで申請がきています。それでは説明させていただきます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 172 m²

転用内容は、売買により駐車場5台の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 317 m²

転用内容は、賃貸借により駐車場13台の整備です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 25.70 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備で、令和2年4月14日までの一時転用です。農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 39.70 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備で、令和2年3月31日までの一時転用です。農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 田 8.70 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備で、令和2年4月14日までの一時転用です。農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号6 (議案書の内容読み上げ) 畑 473 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備で、令和2年3月31日までの一時転用です。農地の区分は、用途地域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号8 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m²

転用内容は、使用貸借により専用住宅1棟の建築と駐車場2台の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号9（議案書の内容読み上げ）田 338 m²

転用内容は、使用貸借により農業用倉庫1棟の建築です。

農地の区分は、高根支所から300m以内にある農地のため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

13番委員

番号1ですが、11月5日、譲渡人と現地にて、11月6日、譲受人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由についてですが、譲受人は現在、妻と子供2人の4人家族で共同住宅に住んでいますが、宅地を買い受け、自己用住宅を建築するにあたり、駐車場用地がありませんので、自己用住宅の駐車場として利用したい。また、譲受人は会社の取締役をしている関係上、社用車3台程度の駐車場用地を確保したいため、双方話し合いの結果、申請地を提供してくれることとなりました。このような理由の為、必要性があり、やむを得ないと判断します。

資金についてですが、土地購入費、土地整地費、合計68万円で、自己資金で対応するとのこと。また、住宅建築費についてはローンを組むということです。

他の権利者関係はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令については、河川占用については申請予定とのこと。

転用面積は172 m²で、事業目的から考えて適正であると考えられます。

周辺への影響については、被害防除施設等は設置しないが、万が一被害が生じた場合は、責任を持って対処するとのこと。

以上でございます。

22番委員

番号2ですが、11月5日、譲受人とは医院にて、譲渡人とは現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に問題はございません。

転用理由についてですが、譲受人は譲渡人より隣接地の本院と駐車場を今、借りております。外来患者が非常に多く駐車場が満車となる時が多々あるということで、患者さんが安心、安全に受診できるように、隣接する申請地を第二駐車場として利用できるようにお願いしたところ、譲渡人より、本委員会の許可が得られれば大丈夫ですよというような回答がございました。このような理由で、必要性があり、やむを得ないと判断いたしました。

資金については、土地整地費、諸工事費、約184万円は自己資金で対応するとのこと。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可交付あり次第、着工したいとのことです。

他法令については、特にございません。

転用面積ですが、車 13 台駐車できる広さ 317 m²、事業目的からすると適正であろうと考えます。

周辺への影響については、周辺農地、農業上支障の出ないよう管理いたしますが、万一支障が発生した際は、適切な改善を講じるとのことです。

以上です。

23 番委員

続けて番号 3、4、5、6 と説明いたします。

番号 3 ですが、11月5日、申請人と電話にて調査いたしました。

この案件は、5月14日開催の令和元年度第2回の農業委員会総会定例会において、農地法第5条の規定に基づいた許可申請がありまして、その議案番号5について許可決定された案件でございます。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いございません。借主である譲受人が、新東名工事期間延長に伴う一時転用の期間延長の申請という内容でございます。

賃貸借内容は前総会の議案と同様であるために、その内容については私から申し上げますけれども、契約書には、借主より申し出により賃貸借期間を延長することができるという契約条項もございますので、委員会の審査項目の内容については、コメントを省略させていただきます。

令和元年10月14日までの期限でしたものを、令和2年4月14日までということで6か月の期間延長の申請でございます。

番号4ですが、11月5日、申請人と電話にて調査いたしました。

この案件は、7月10日開催の令和元年度第4回の農業委員会総会定例会において、農地法第5条の規定による許可申請で、議案番号3について許可決定された案件でございます。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いございません。借主である譲受人が、新東名工事期間延長に伴う一時転用の期間延長の申請という内容でございます。

内容等はまったく同じでございます。

令和元年10月31日までの期間の設定でございましたけれども、令和2年3月31日まで5か月の期間延長の申請でございます。

番号5ですが、11月5日、申請人と電話にて調査いたしました。

この案件は、5月14日開催の令和元年度第2回の農業委員会総会定例会において、農地法第5条の規定による許可申請で、議案番号7について許可決定された案件でございます。

内容等は同一でございます。

令和元年10月14日までの期間を、令和2年4月14日まで6か月の期間延長の申

請でございます。

番号6ですが、11月5日、申請人と電話にて調査いたしました。

この案件は、5月14日開催の令和元年度第2回の農業委員会総会定例会において、農地法第5条の規定による許可申請で、議案番号8について許可決定された案件でございます。

同一内容で期間延長したいという内容でございます。

令和元年10月31日までの期間を、令和2年3月31日まで5か月の期間延長の申請でございます。

以上です。

24番委員

番号8ですが、11月2日、申請人双方と調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いございません。

転用理由については、譲受人は現在、板妻の借家に住んでおります。子供が成長したので自分の家を建築したく、家族と相談して、母親と共有する申請地に住宅を建てる計画をいたしました。

資金についてですが、土地整地費、建築費、3600万円については、JAの住宅ローンを計画しております。

他の権利設定はございません。

転用時期については、許可後直ちに着工するそうでございます。

他法令はございません。

転用面積については、299㎡で適正だと思われます。

周辺への影響については、通常の住宅ですので問題は無いと思われます。

以上です。

29番委員

番号9ですが、11月3日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由についてですが、農業経営の規模拡大に伴い、農業用機械、農業資材等の倉庫を建築するとともに、空いている部分については農作業広場としてしたいとのことで、必要性があると判断します。

資金につきましては、200万円程で、自己資金で対応するとのことです。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令はありません。

転用面積は338㎡で、事業内容から考えて適正であると考えます。

周辺への影響についてですが、農薬等を使用したり排水する施設ではないため、周辺農地への影響は無いと考えます。万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことでございました。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、番号1～6、8～9について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 引き続き、番号7について審議いたします。本案につきましては、23番委員が申請人として申請しているものであり、議事参与の制限に該当する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、23番委員は退席をお願いします。

(23番委員退席)

会長 それでは、番号7について事務局に議案の説明を求めます。

事務局 番号7 (議案書の内容読み上げ) 畑 185 m²
転用内容は、賃貸借により工事用地の整備で、令和2年3月31日までの一時転用です。農地の区分は、用途地域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されません。
以上でございます。

会長 続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

25番委員 番号7ですが、11月7日、申請人双方と電話にて調査いたしました。
申請行為については、申請人双方との話し合いで、譲受人が作成したものに間違いはございません。
転用理由については、東名高速道路、湯船原トンネルに伴う河川工事、スペースとしての使用の為、一時転用の期間延長の為です。
資金については、別紙のとおり譲受人が補うとのことです。
他の権利設定はございません。
転用時期については、許可が下り次第、早速転用したいとのことです。
他法令については、事前協議が済んでおり回答を得ているので、許可が下り次第申請したいとのことです。
転用面積は185.1 m²です。
周辺への影響については、被害が及ぶことはありませんが、万一生じた場合は責任を持って対処するとのことです。
以上です。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、番号7について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。
23番委員は戻って着席してください。

(23番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 続きまして、議案第34号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。
本案につきましては、8番委員が申請人より委任を受けて申請を行っており、議事参与の制限に該当しますので、8番委員は退席をお願いします。

(8番委員退席)

会長 それでは、事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第34号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。11月12日提出。今月の案件は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田、現況 公衆用道路 17㎡
登記地目 田 現況 公衆用道路 3.49㎡
登記地目 田 現況 宅地 3.90㎡

以上でございます。

会長 続いて委員より調査結果の報告を求めます。

21番委員 番号1ですが、11月5日、申請人と現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
現況の様子ですが、見地の現状は道路敷として使用されています。
転用経緯については、隣接する宅地造成がなされた時点から10年以上経過していますが、道路として使用されてきました。また、亡父が農地法を理解していなかったため申請をしなかったとのことであります。
所定の手続きをしなかった理由は、申し上げましたけれども、亡父が農地法に無知な

ため、転用手続きをしなかったとのことであります。

農地への回復については、現在、アスファルト道路として、公衆用道路として使用されているため、復元は困難と思われまます。

農業生産力の高さについては、土地改良事業等は実施しておらず、農業生産力が高い農地ではありません。

他法令については、現状が宅地の農地 3.9 m²でありますけれども、建物が建っていないため、建築基準法等、他の法令に抵触はしておりません。

以上です。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。
8 番委員は戻って着席してください。

(8 番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 続きまして、議案第 3 5 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第 3 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。1 1 月 1 2 日提出。

本議案は、告示予定が 1 1 月 1 3 日の利用集積計画となります。本議案における計画は 1 件で合計面積が 4,820 m²です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸する者は、静岡県農業振興公社です。

(内容読み上げ) 計 2 筆 4,820 m²

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

(報告事項)

1. 農業会議情報について
2. 会議等出席依頼（報告）について
3. 農業委員会組織による「令和元年度台風第19号等災害義援金の募集」について
4. マイナンバー提出について
5. 連絡網、慶弔の内規について
6. 次回総会 12月10日（月）午後4時00分（予定）
御殿場市役所 東館2階 203会議室

事務局長

それでは、以上をもちまして、令和元年度第8回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

7番

議事録署名人

9番
